

都市計画事業国道2号線[寺家町工区]の施工について

都市計画道路国道2号線[寺家町工区]については、令和3年12月21日付け近畿地方整備局告示第202号に基づき実施しています。施工する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和3年12月31日以降、右図の事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記土木事務所にご照会ください。

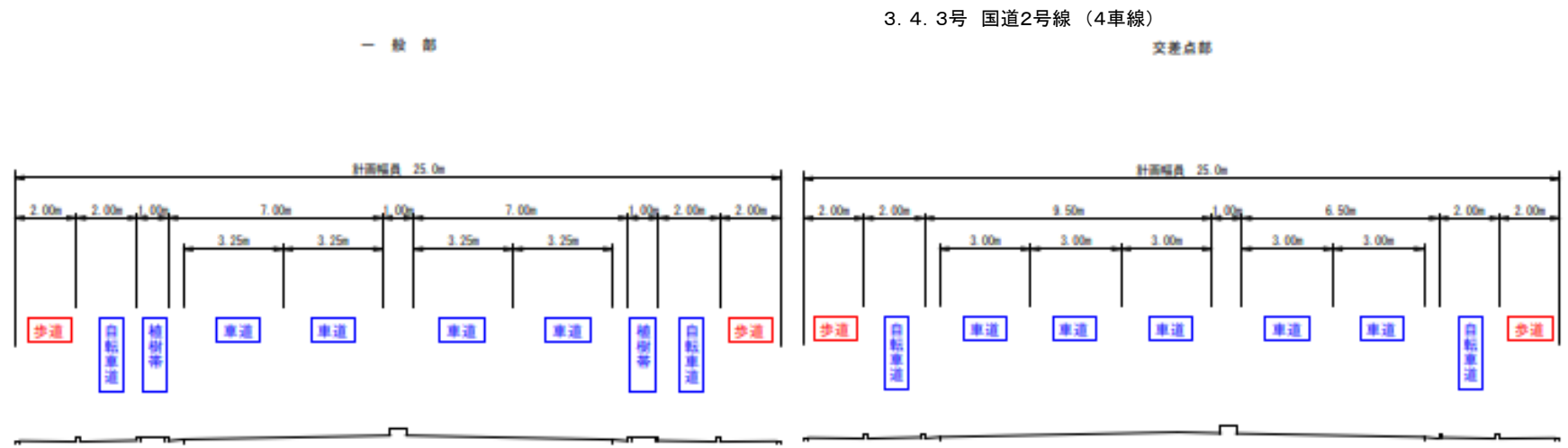
令和3年12月
兵庫県

記

- 都市計画事業の種類及び名称
東播都市計画道路事業 3. 4. 3号 国道2号線
- 施工日
令和3年12月21日～
(2021年12月21日)
- 設計の概要
国道2号線 延長1056m 幅員25m 車線数4車線
- 施行者の名称
兵庫県
- 事務所の所在地及び名称
加古川市加古川町寺家町天神木97-1
兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所
(担当課)道路第1課 電話(0794)21-9344
用地第1課 電話(0794)21-9630
- 事業所の所在
兵庫県加古川市加古川町平野字中ノ橋、宇道津川、字トノ南及び字分木並びに加古川町平野並びに加古川町溝之口字分木並びに加古川町溝之口並びに加古川町粟津字天神ノ木及び字北浦並びに加古川町寺家町天神木、字南五反田、東長はゑ、字南裏及び字西長はゑ地内



横断面図



縮尺=1:100